

第 206 回  
かすみがうら市農業委員会総会議事録

1. かすみがうら市農業委員会告示第 7 号

令和 3 年 7 月 2 日かすみがうら市農業委員会告示第 7 号をもって、令和 3 年 7 月 12 日（月）かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室に、第 206 回かすみがうら市農業委員会総会を招集する。

2. 総会の日時および場所

令和 3 年 7 月 12 日（月） 午後 2 時開会 かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室

3. 出席委員

1 番	海東 功	2 番	西崎 敏和	4 番	宮本 教夫	5 番	塚本 勝男
6 番	安田 治	7 番	飯田 敬市	8 番	久松 弘叔	9 番	井坂 孝雄
10 番	高田 健司	11 番	谷中 昌	12 番	廣原 孝	13 番	栗山 千勝
14 番	塚本 茂	15 番	中山 峰雄				

4. 欠席委員

3 番 鈴木 良道

5. 説明のため出席した者

事務局長 松延 孝之 係長 横田 桂明(書記) 主幹 青山 哲士

6. 議事録署名委員

5 番 塚本 勝男 6 番 安田 治

7. 議事日程

- ① 諸般の報告について
- ② 議事録署名委員について
- ③ 日程の決定について
- ④ 報告案件について

報告第 16 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による市街化区域内の農地転用届出  
について

報告第 17 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知の受理について

報告第 18 号 制限除外の農地移動届出の受理について

報告第 19 号 買受適格証明願に係る農地法第 3 条の許可書の交付について

- ⑤ 議案審議について

議案第 49 号 農地法第 3 条の規定による権利の設定・移転の許可について

議案第 50 号 農地法第 5 条の規定による許可の取消願について

議案第 51 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 52 号 現況証明願の交付決定について

議案第 53 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積 計画の決  
定について

議案第 54 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条第 3 項の規定による農 用地利用  
配分計画案の意見の決定について

午後 3 時 5 分閉会

事務局長	<p>只今から、令和3年度 第206回農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>只今の出席委員は13名で、会議規則第7条の定足数に達しております、よって総会は成立しております。</p> <p>なお、委員会会議規則第4条により3番鈴木良道委員から欠席届が提出されております。</p> <p>それでは会議規則第5条により、議長は会長が務めることになっておりますので、以後の議事進行につきましては、中山会長にお願いいたします。</p>
議長	(会長あいさつ)
議長	はじめに事務局長から諸般の報告をお願いします。
事務局長	(諸般の報告朗読)
議長	次に 議事録署名委員の指名及び書記の指名を行います。 議事録署名委員は、会議規則第16条第2項の規定により、5番塚本勝男委員、6番安田治委員を指名いたします。 なお、本日の会議書記は、事務局の横田係長を指名いたします。
議長	次に日程の決定について、お諮りいたします。 只今から午後5時までとしたいと思いますが、いかがでしょうか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議ございませんので、午後5時までといたします。
議長	次に、報告第16号から第19号の報告案件ですが、委員の皆様には、すでに議案書が送付されておりますので、事務局説明は省略いたしまして、さっそく質疑に入ります。報告案件について、ご意見、ご質問等ありましたらお願いします。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議長	ご意見等ございませんので、報告案件は終わります。
議長	それでは、議案審議に入ります。 はじめに「議案第49号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について」上程いたします。



	<p>現況は、番号6番、7番ともにきれいに管理されていました。 申請人は経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。 水稲を作付けする計画です。</p> <p>続きまして番号8番は、一の瀬地内の●●●●●●●●から約200m北東に位置する田1筆になります。 現況は、きれいに管理されていました。 申請人は経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。水稲を作付けする計画です。</p> <p>次の番号9番につきましては5条取消願いの番号1番、および5条の番号6番と関連する案件のため、5条の説明の際に一括で説明いたします。</p> <p>以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。 委員の皆様の更なるご審議のほど、よろしく願いいたします。 只今、事前調査員の方の説明が終わりました。</p>
議 長	
議 長	<p>これより、議案審議に入ります。 番号1番、番号2番については、譲受人が同一で申請地も隣接地で関連がありますので、一括審議といたします。 番号1番、番号2番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 番号1番、番号2番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、番号1番、番号2番は、原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p>次に、番号3番、番号4番については、借人が同一で関連がありますので、一括審議といたします。 番号3番、番号4番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)</p>

議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>番号3番、番号4番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、番号3番、番号4番は、原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p>次に番号5番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>番号5番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、番号5番は、原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p>次に、番号6番、番号7番については、譲受人が同一で申請地も隣接地で、関連がありますので一括審議といたします。</p> <p>番号6番、番号7番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>番号6番、番号7番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、番号6番、番号7番は、原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p>次に、番号8番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>

議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>番号 8 番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、番号 8 番は、原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p>番号 9 番については、この後の議案第 5 0 号の農地法第 5 条取消願案件の番号 1 番及び議案第 5 1 号の農地法第 5 条許可申請案件の番号 5 番と関連がありますので、農地法第 5 条許可申請案件の審査と併せて一括審議をお願いします。</p>
議 長	<p>次に、「議案第 5 0 号農地法第 5 条の規定による許可の取消願について」上程いたします。</p> <p>事務局より議案の朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、朗読いたします。なお、当案件については事前調査を実施しております。</p> <p>(事務局朗読)</p>
議 長	<p>只今、議案の朗読が終わりました。</p> <p>調査員の説明及び審議につきましては、先程の議案第 4 9 号の農地法第 3 条許可申請の番号 9 番と、この後の議案第 5 1 号の農地法第 5 条許可申請の番号 5 番と関連がありますので、一括でお願いいたします。</p>
議 長	<p>次に、議案第 5 1 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」上程いたします。</p> <p>事務局より、議案の朗読及び説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、朗読いたします。なお、当案件については事前調査を実施しております。</p> <p>(事務局朗読)</p>
12 番 廣原委員	<p>それでは説明いたします。</p> <p>番号 1 番図面番号 1 番も併せてご覧ください。</p> <p>申請地は、田伏地内の●●●●●●●●から約 2 0 0 m 南西に位置する畑 1 筆になります。</p> <p>こちらは第 2 種農地と判断しました。</p>

申請人は、自己住宅として利用するため、今回の申請に至りました。  
転用による周辺農地への影響はないと判断しました。  
許可要件を満たしていると考えます。

続きまして番号2番・3番は、譲受人が同一で関連がありますので一括で説明いたします。図面番号2、3番も併せてご覧ください。

番号2番および3番の申請地は、宍倉地内、●●●の西側に隣接する畑3筆、田1筆になります。

これらはともに、第2種農地と判断しました。

申請人は、駐車場として利用するため、今回の申請に至りました。

転用による周辺農地への影響はないと判断しました。

許可要件を満たしていると考えます。

続きまして、番号4番図面番号4番も併せてご覧ください。

申請地は、田伏地内の●●●●●●●●から約400m北西に位置する畑2筆になります。

これらはともに、第2種農地と判断しました。

申請人は、駐車場として利用するため、今回の申請に至りました。

転用による周辺農地への影響はないと判断しました。

許可要件を満たしていると考えます。

続きまして番号5番と5条取消願いの1番および3条の9番は関連がございますので一括で説明します。図面番号4番も併せてご覧ください。

まず、5条取消願いの1番につきまして、

こちらは令和3年2月10日付けで営農型太陽光発電事業に伴う5条の転用許可がされた土地です。

今回、申請者の意向により、営農型太陽光発電事業を個人から法人で行うこととしたことから、許可の取消願いが提出されました。

現地を調査し、転用行為がされていないことが確認できましたので、許可の取消を行っても支障はないと判断しました。

続きまして3条の9番につきまして、

申請地は高倉●●●●高倉地内・●●●●の200m北西に位置する畑1筆、こちらが営農型太陽光に供する部分となり、他高倉621高倉地内・●●●●の800m北東に位置する畑1筆、になります。

現況は、きれいに管理されており、申請人は営農型太陽光発電事業に供するた





議 長	賛成多数ですので、番号1番は、原案のとおり交付することに決定いたします。
議 長	次に、番号2番、番号3番については、譲受人が同一で関連がありますので、一括審議といたします。
6番 安田委員	番号2番、番号3番について、ご意見、ご質問等 ございますでしょうか。 宗教法人の役員ということなのですが、ご住職なんですか。
事務局	はい、ご住職です。
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号2番、番号3番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成ですので、番号2番、番号3番は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	次に、番号4番について、 ご意見、ご質問等 ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	全員賛成ですので、番号4番は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	次に、番号5番について審議いたします。 番号5番は、議案第49号の番号9番及び議案第50号の番号1番と関連がありますので、一括審議といたします。  ご意見ご質問等ございますでしょうか。
2番 西崎委員	営農型と書いてありますけど、先ほど、パネルの下で栗を作られると言っていたけど、そのパイプ相当背の高いものになるんですか。 それと、もし営農型でないと判断になった場合、取り消してみたいことになるんですか。

事務局	説明いたします。西崎委員さんの今のご質問というのは、営農型で許可をとった後に、実質的に太陽光パネルの下で耕作を行わなかった場合、取り消しの対象になるかというお話ですか。
2番 西崎委員	低く設置されてしまって、営農できなかったということになったら、営農型とは言えなくなる。
事務局	<p>まず、営農型太陽光発電に関しては、下で耕作を行う必要がありますので、太陽光パネルの高さは2メートル以上の高さを設けることになっています。今回は栗の木の作付けということなので、さらに高く3メートルの高さでの設置となっています。</p> <p>営農型太陽光発電に関しましては、年に1回、きちんと耕作されているか確認をとりまして、適切に作付けなどが行われていない場合は、指導等を行うこととなります。</p> <p>あくまでも3年間の一時転用となりますので、また3年後に、申請をあげていただくことになるんですけども、その間の3年間の経過を加味したうえで判断していただくことになるかと思えます。以上です。</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第50号の番号1番については、原案のとおり取消すことに、番号5番及び議案第49号の番号9番については、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	賛成多数ですので、議案第50号の番号1番については、原案のとおり取消すことに、番号5番及び議案第49号の番号9番については、原案のとおり許可することに、決定いたします。
議長	<p>次に、番号6番について、ご意見、ご質問等 ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>番号6番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>

議 長	全員賛成ですので、番号6番は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	「議案第50号農地法第5条の規定による許可の取消願について」は、原案のとおり取消すことに、「議案第49号農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について」及び「議案第51号農地法第5条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定いたしました。
議 長	次に、「議案第52号現況証明願の交付決定について」上程いたします。 事務局より、議案の朗読及び説明をお願いします。
事務局	それでは、朗読いたします。なお、当案件については事前調査を実施しております。 (事務局朗読)
4番 宮本委員	事務局の説明で、台帳、畑、現況、畑とありましたが、現況は原野ではないんですか。 番号2番も同じじゃないんですか、現況、田となってるんですが。原野じゃないんですか。
事務局	お答えいたします。現況というのは、農地台帳に記載されているものを転記したものになりますので、現況証明願が交付となった後に、現況が変わるものです。
5番 塚本(勝)委員	男神●●●番は、台帳、田ではなく畑だと思います。
事務局	委員のおっしゃるとおりで、こちらの記載ミスでございます。台帳は畑となっております。申し訳ありませんでした。
議 長	それでは、事前調査員の方、説明をお願い致します。
10番 高田委員	それでは説明いたします。 番号1番になります。図面番号6番も併せてご覧ください。 申請地は、西成井地内の●●●●●●●●から約200m南に位置する畑1筆になります。 こちらは、20年以上前から雑木、雑草などが繁茂している状況であり、現在に至っていることから、証明しても問題ないと判断しました。

	<p>続きまして番号2番になります。図面番号7番も併せてご覧ください。</p> <p>申請地は、●●●●●●●●●●から約200m南東に位置する田4筆になります。こちらは、20年以上前から雑木、雑草などが繁茂している状況であり、現在に至っていることから、証明しても問題ないと判断しました。</p> <p>以上、委員の皆様の更なるご審議のほど、よろしく申し上げます</p>
議 長	<p>只今、事前調査員の方の説明が終わりました。</p>
議 長	<p>これより、議案審議に入ります。</p> <p>番号1番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・質問、意見なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>番号1番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>番号1番について原案のとおり交付することに、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、番号1番は、原案のとおり交付することに決定いたします。</p>
議 長	<p>次に番号2番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・質問、意見なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>番号2番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、番号2番は、原案のとおり交付することに決定いたします。</p>
議 長	<p>「議案第52号 現況証明願の交付決定について」は、原案のとおり交付することに決定いたしました。</p>

議 長	次に「議案第 5 3 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の農地中間管理事業の決定について」上程します。 事務局より、議案の説明をお願いします。
事務局	それでは、ご説明いたします。 (事務局説明)
議 長	事務局説明が終わりました。 ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・質問、意見なし)
議 長	全員賛成ですので、「議案第 5 3 号農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。 (賛成者挙手)
議 長	次に 「議案第 5 4 号 農地中間管理事業の推進に関する法律 第 1 9 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画案の 意見の決定について」 上程いたします。 事務局より議案の説明をお願いします。
事務局	それでは、ご説明いたします。 (事務局説明)
議 長	事務局説明が終わりました。 ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・質問、意見なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 5 4 号 について、原案のとおり 決定することに賛成の方は 挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成ですので、「議案第 5 4 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画案の意見の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。

議 長	<p>以上で、本日の議案審議は終了しました。</p> <p>その他、農業委員さんから何かありましたらお願いします。</p>
6 番 安田委員	<p>処理番号というのは、どういう順番でつくんでしょうか。先ほどの議案50号の取消願、6月25日受付で処理番号1番となっていますが、処理番号の順番のつけ方について、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ご説明いたします。処理番号は1年の切替になっていて、申請の種類、3条だったら3条の1番、2番、3番の順となっております。年の初めの総会から1番となっており、種類別にご認識いただければと思います。</p>
議 長	<p>来月の総会は、8月10日（火）午後2時から予定しております。</p> <p>なお、次回の事前調査員は、栗山千勝委員、塚本茂委員、海東功委員です。</p> <p>日時は、8月2日（月）午前9時から、霞ヶ浦庁舎 大会議室といたします。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>他に事務局から、何かありますか。</p>
事務局	<p>① 市農業委員会視察研修中止とする。</p> <p>② かすみがうら祭は中止となった。</p>
議 長	<p>只今、説明がありましたが、ご質問等ありませんか。</p> <p>（質疑なし）</p>
議 長	<p>それでは、以上を持ちまして、第206回 総会を閉会いたします。</p> <p>慎重審議 大変ご苦勞様でした。</p>
事務局	<p>起立、礼、お疲れさまでした。</p>

かすみがうら市農業委員会会議規則第16条第2項により署名する。

かすみがうら市農業委員会会長\_\_\_\_\_

署名委員\_\_\_\_\_

署名委員\_\_\_\_\_

